

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

( 回答欄 )								( 再検討要請欄 )		( 再回答欄 )		( 当室記入欄 )		( 最終回答欄 )		( 要望事項欄 )							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20700010	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	租税特別措置法 (相続税法関係) 第70条4~6 租税特別措置法 (相続税法関係) 第69条の4 財産評価基本通達 (相続税法関係) 11 財産評価基本通達 (相続税法関係) 178-186		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。 また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。										5100	5100140	東京都	14	事業用資産相続時の、抜本的な軽減措置の導入		中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減制度を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。	財務省
																5100	5100150	東京都	15	事業用相続時の、土地の評価方法の見直し又は土地の減額評価の実施		相続税路線価格の決定にあたり、比較事例方式と収益還元方式の選択適用を可能とすること。 中小企業承継税制で評価減をしている特例を400㎡を超える部分にも拡充すること。 土地の評価額から、譲渡所得相当額を減額すること。	財務省
																5100	5100160	東京都	16	事業用資産相続時の自社株評価方法の見直し		同族会社の株式評価における類似業種批准価格の減額率を引き上げること。 全ての会社に類似業種批准方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。 純資産価額方式での土地評価にも、小規模宅地等の評価減額制度を採用すること。	財務省
20700020	帳簿保存方法等の緩和	法人税法第126条第150条の2、同施行規則第59条、第67条		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		電子データによる帳簿類の保管がなせ認められないのか、的確にご回答頂きたい。	f	国税関係帳簿書類の電子データによる保存制度は、適正・公平な課税を確保しつつ、納税者等の帳簿書類の保存に係る負担を軽減する観点から、一定の要件の下で、電子データの保存をもって国税関係帳簿書類の保存に代えることができるものとする。相手方から紙で受け取った領収書、請求書等の証拠書類をスキャナー等で読み込んでイメージデータとして保存することについては、証拠書類を改ざんしてイメージデータとすることや、そのイメージデータを改ざんすることを防止する手立てがなく、真実性を確保するための実効性ある条件が見出せない状況にあると承知しており、このようなイメージデータによる保存を認めることについては問題があると考えられている。		要望者より、下記意見の照会があることから、この点について見解を示されたい。 ・当初から電子データ化された帳票の保管及び3年経過帳票のマイクロフィルムによる保管が認められているにも係らず、オリジナルが紙である帳票の電子データ化が認められないのはなぜか？ 申告に疑義あれば、「税務調査」等を実施することと、改竄等の確認を行うなどで、真実性の確保の担保がなされると考えるか？ 帳簿保管コスト削減の観点から、見解を示されたい。	f	当初から電子データ化された帳票の保管及び3年経過帳票のマイクロフィルムによる保管については、適正・公平な課税を確保できる一定の要件を講ずることにより、電子的に保存すること等を認めているものである。相手方から紙で受け取った証拠書類のイメージデータによる保存については、改ざん防止の手立てがなく、実際に改ざんがなされた場合には、税務調査等の実施によっても真実性の検証が極めて困難となり、結果として適正・公平な課税に支障を生じることとなる。	5027	5027150	東京海上火災保険㈱	15	帳簿保存方法等の緩和		当初作成段階が紙による帳簿書類等についても、電子データによる保存を認めてもらいたい。	財務省	
																5029	5029290	(社)日本損害保険協会	29	帳簿保存方法等の緩和		当初作成段階が紙による帳簿書類等についても、電子データによる保存を認めてもらいたい。	財務省
20700030	社債の源泉徴収制度の早期撤廃	租税特別措置法第8条等		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない										5008	5008040	オリックス㈱	4	社債の源泉徴収制度の早期撤廃		社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。	財務省
																5034	5034140	(社)リース事業協会	14	資本市場における円滑な資金調達環境の整備 (1)社債の源泉徴収制度の早期撤廃		・社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。	財務省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

( 回答欄 )								( 再検討要請欄 )	( 再回答欄 )			( 当室記入欄 )	( 最終回答欄 )			( 要望事項欄 )							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20700040	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービスによる電子化については、平成17年を目標にシステム稼働を目指すこととしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなります。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いといった大量に自動車を保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。また、平成15年度には、一部地域でシステムの実用化に係る試験運用を行う予定。軽自動車についてワンストップサービス化する際には、軽自動車検査協会が現在独自に行われている事務手続についても接続のインターフェイスを統一すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする方向で検討しているところ。自賠責保険の付保確認は電子的に行う方向で検討している。今後ワンストップサービスの検討を進めるにあたって、その具体的な対象範囲については、ご提案の趣旨を理解しつつ、利便性の向上や個人情報の保護等の観点から検討する。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	e-Japan重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステムの構築を進めている。ワンストップサービス・システムは、行政機関及び民間団体とのシステムに複雑多岐に接続されるため、平成15年から一部地域で試験運用を始めて、平成16年度も引き続き、対象地域を拡大するとともに、関係民間団体で整備するシステムと接続した試験運用を行うこと等により、平成17年のシステム稼働前までに、十分な試験・検証を行う必要がある。					5008	5008240	オリックス(株)	24.1	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。 検査・登録等諸手続○自動車の検査・登録手続等の電子化○軽自動車の検査・届出手続等の電子化○納税証明書の添付に代わる電子化の検討○抹消・移転登録手続の電子化 自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化 自動車税・軽自動車税納付及びひき渡付手続の電子化○電子化に向けた納付及びひき渡付手続の合理化○納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 重量税納付手続等○納付手続等の電子化 保管場所証明申請手続○申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化○電子化に向けた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。		国土交通省 財務省 総務省 警察庁	
													5034	5034030	(社)リース事業協会	3	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。 検査・登録等諸手続○自動車の検査・登録手続等の電子化○軽自動車の検査・届出手続等の電子化○納税証明書の添付に代わる電子化の検討○抹消・移転登録手続の電子化 自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化 自動車税・軽自動車税納付及びひき渡付手続の電子化○電子化に向けた納付及びひき渡付手続の合理化○納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 重量税納付手続等○納付手続等の電子化 (以下「具体的事業の実施内容」欄に続く)		国土交通省 財務省 総務省 警察庁		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)					
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0700060	税関臨時開庁手数料の廃止	関税法第98条、第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	b		1. 臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。 なお、臨時開庁手数料については、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。 2. 今後とも、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたい。		回答では、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたいとされているが、要望内容は臨時開庁手数料軽減について全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記を踏まえ、実施に向けた対応策・平成16年度までに実施されることの可否について具体的に検討され、示されたい。	b		臨時開庁手数料の費用負担のあり方については、構造改革特別区域における効果も見極める必要があるため、現時点では判断を行う段階ではない。	開庁時間外の需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討し、平成15年度中に結論を得ることについて見解をお示しいただきたい。	b		平成15年度中に税関開庁時間外の通関需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討する。	5014	5014020	(社)関西経済連合会	2	税関臨時開庁手数料の廃止		平日9:00~17:00以外に税関へ臨時開庁を申請する場合には、臨時開庁手数料を支払う必要がある。構造改革特区(国際交流特区)の認定により、臨時開庁手数料が半減されたが、さらに活性化を図るため廃止する。	財務省
z0700060	通い容器の再輸入手続の簡素化	関税定率法第14条第1項第11号及び第11号 関税定率法施行令第16条第1項	輸入申告の際に、当該貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。	b		通い容器の輸入申告手続に係る簡素化に関する具体的な改善要望を聴取のうえ、実務面において対応が可能であるかを検討することとしたい。 なお、通い容器の再輸入手続については、許可制から届出制に移行することは、適正な課税及び通関の実施を確保するうえで、困難である。		回答では、簡素化に関する具体的な改善要望を聴取のうえ、実務面において対応が可能であるかを検討することとしたいとされているが、要望は、許可制から届出制にするともに、リードタイムの短縮を求め、その可否を含めた対応についての結論を得ることとしたい。検討のなかで具体的な対応策が見出されてくれば、その時点でできるだけ早く明らかにしていきたい。	b		1. 実務面における対応が可能かどうか、また、どの時点で実施可能かについては、今後聴取する具体的な改善要望にもよるため、現時点でお示しすることはできないが、平成16年度までに、関係者等からのヒアリングを実施するなど、リードタイムの短縮の観点も踏まえつつ具体的な検討を進め、その可否を含めた対応についての結論を得ることとしたい。検討のなかで具体的な対応策が見出されてくれば、その時点でできるだけ早く明らかにしていきたい。 2. なお、通い容器の再輸入手続については、許可制から届出制に移行することは、適正な課税及び通関の実施を確保するうえで、困難である。				5073	5073080	(社)日本自動車工業会	8	リタ・ナブルラック/容器の輸入手続き簡素化		仮に通関等のリードタイムが1日でも短縮されると、その分の回転率が向上するとともに、管理コストの低減が図れる。船のコンテナは既にチップを埋め込み移動情報をリアルタイムに把握できるようになっており、いずれエンジンラックなどにも同様の物流ITが展開されると予想する。 従って、これらリタ・ナブルラック/容器の輸入手続きの簡素化・リードタイム短縮をお願いしたい。	財務省	
z0700060	通い箱の再輸入手続の簡素化	関税定率法第14条第1項第11号 関税定率法施行令第16条第1項	輸入申告の際に、当該貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。	b		通い箱の再輸入手続に係る簡素化に関する具体的な改善要望を聴取のうえ、実務面において対応が可能であるかを検討することとしたい。		回答では、簡素化に関する具体的な改善要望を聴取のうえ、実務面において対応が可能であるかを検討することとしたいとされているが、要望は、許可制から届出制に移行することとしたい。検討のなかで具体的な対応策が見出されてくれば、その時点でできるだけ早く明らかにしていきたい。	b		2. なお、通い容器の再輸入手続については、許可制から届出制に移行することは、適正な課税及び通関の実施を確保するうえで、困難である。				5099	5099030	名古屋港管理組合	3	通い箱の再輸入手続きの許可制を届出制へ移行		通い箱の再輸入手続きについて、許可行為を必要しない届出制へ移行する。	財務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

( 回答欄 )								( 再検討要請欄 )	( 再回答欄 )			( 当室記入欄 )	( 最終回答欄 )			( 要望事項欄 )							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20700070	保税地域搬入制の適用除外の拡大	関税法第67条の2 関税法施行令第59条の3	輸出申告又は輸入申告は、原則としてその申告に係る貨物を保税地域に搬入した後に申告することとなっている。	a,d		1. 貨物の迅速な引き取りを可能とする観点から、本船入港前であっても予備的に輸出申告(航空貨物のみ)又は輸入申告を行うことを認め、税関の書類審査を事前に受けることができる予備審査制度の導入、航空貨物通関情報処理システム(航空NACCS)を利用した到着即時輸入許可制度の導入等を行っており、リスクが低い航空貨物については、事実上、事前申告・即時引取りを可能とする仕組みとなっている。 2. また、平成15年9月には、海上貨物についても、海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)を利用した到着即時輸入許可制度を導入するとともに、平成15年度中に、海上輸出貨物についても予備審査制度を導入することとしている。		回答では、航空貨物については、現行制度で対応可能とされているが、要望は、すべての貨物が保税地区に搬入することなく輸出入申告ができることを望んでおり、リスクが低いものを具体的に明示いただきたい。 海上貨物について、15年度中の予備審査制度の導入を予定されているとのことであるが、速やかな実施および実施に向けた対応策について具体的に検討され、示されたい。	a,d		1. すべての航空貨物について保税地域に搬入する前に予備申告を行い、到着即時輸入許可制度を利用することができる。但し、到着即時輸入許可は、予備申告が行われたもののうち、検査扱い(区分3)となった貨物以外の貨物について行うものであり、検査扱い(区分3)となった貨物は保税地域に搬入し検査を行うことが必要となる。 なお、検査扱い(区分3)となるかどうかは、予備申告後に、貨物のリスクを税関において予備申告も含めた各種情報等により判定しているが、リスク判定の具体的な内容については、適正な通関を確保する観点から、お示しすることはできない。 2. また、海上輸出貨物に係る予備審査制度については、現在、事務処理の詳細やシステム開発内容等を検討しており、年度末よりもできるだけ早期に実施できるよう、平成15年度中に導入との目標を設定して取り組んでいるところ。	海上輸出貨物に係る予備審査制度の導入について、平成15年度中の実施の可否も含めて、具体的に見解をお示しいただきたい。	a,d		平成15年度中に海上輸出貨物について予備審査制度を導入し、保税地域への搬入前の税関申告を可能とする。	5009	5009140	ソニー(株)	14	機上通関及び船上海通関の実現		効率的な通関体制の整備をさらに進めるため、機上及び船上での通関手続を可能として欲しい。	財務省
																5009	5009180	ソニー(株)	18	保税地域搬入制の適用除外の拡大		保税地域搬入制の適用除外を拡大し、貨物を保税地域に入れることなく輸出入の申告ができるようにしていただきたい。	財務省
20700080	輸出手続きにかかる予備申告と本申告との一本化	関税法第67条、予備審査制について(通達)航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)	貨物を輸出又は輸入しようとする者は、品名、数量等を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。	d		予備申告から本申告への切り替えは、NACCSにより自動的に行うことができ、再度本申告として書面の提出を求めるとはならない。 また、平成15年度中に、海上輸出貨物についても予備審査制度を導入することとしている。 なお、予備申告は、輸出申告又は輸入申告が行われる前に関税法の運用上認められた制度であり、法令上の権利、義務を発効させるためには本申告が必要である。		回答では、海上貨物について、15年度中の予備審査制度の導入を予定されているとのことであるが、速やかな実施および実施に向けた対応策について具体的に検討され、示されたい。	d		海上輸出貨物に係る予備審査制度については、現在、事務処理の詳細やシステム開発内容等を検討しており、年度末よりもできるだけ早期に実施できるよう、平成15年度中に導入との目標を設定して取り組んでいるところ。	要望者から、下記意見の照会があることから、見解を示されたい。 予備申告から本申告への切替が、NACCSにより自動的に行うことができるとされているが、実際には完全自動ではなく、再度NACCS画面を立ち上げ、本申告作業が必要とされる。予備申告を行った貨物については、搬入確認または到着確認の情報がそれぞれ運送業者側から入った時点で、自動的に本申告、許可とNACCS内で処理されるようにならないか、その時期について見解を示されたい。	d		現状においても、NACCSにより予備申告を行う際に、「搬入確認登録時本申告自動起動」の旨を入力することにより、保税設置場業者等の搬入確認が行われた時に自動的に本申告、許可される仕組みとなっている。	5009	5009190	ソニー(株)	19	輸出手続きにかかる予備申告と本申告との一本化		予備審査制度(貨物の日本到着前に輸入関係書類を税関に提出し、書類審査を受ける)によって、税関審査を要しないと判断された貨物は、貨物到着後に行う輸入申告を不要とし、システム上、自動的に本申告をしたものとみなして輸入許可を与えていただきたい。また、海上輸出貨物について、工場でコンテナに詰め込む以前に予備申告を行った貨物は、貨物輸出港への到着が確認された時点で輸出許可を認め、保税地域への輸出搬入後に行う輸出申告を不要としていただきたい。	財務省
																5073	5073200	(社)日本自動車工業会	20	海上輸出貨物予備審査制の充実		搬入以前に予備申告を行い、搬入次第即許可となる制度を設けて頂きたい。	財務省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0700090	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	関税法第15条、第17条、第67条、第70条、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条、統計法第5条、港湾調査規則第7条、第9条、当	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関しては、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続に係る書類を税関に提出しなければならない。 なお、港湾統計作成のため、船社等に都道府県知事に対する資料の提出が義務付けられている。	b	1. 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現した。 2. シングルウィンドウ化に当たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、対象手続の提出時期の統一や共通項目の標準化、統一化を図るとともに、各行政機関がそれぞれ求めている手続の申請・届出時において、必要項目を入力する際、既に登録した情報を利用することで、重複入力を回避することを可能としている。さらに、港湾統計において、船社等から都道府県知事に提出が義務付けられている資料について、平成15年4月よりNACCSの積荷目録情報の活用が可能となった。 3. また、これまでシングルウィンドウ化に関する説明会を全国6カ箇所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきた。 4. 手続の徹底した見直しについては、今後とも、各種手続の必要性を逐次検討し、その見直しが必要なものについては、適宜、措置していくこととしている。	回答によると、シングルウィンドウ化により、対象手続の統一や共通項目の標準化、統一化を図ったことであるが、要望は、申請の必要が失われたものや申請の中で削除できる項目などの見直しをさらに進めてほしいというものである。上記の観点から、さらなる見直しに向けた対応策および平成16年度までの実施の可否について具体的に検討され、示されたい。	b								5036	5036030	(社)日本船主協会	3	港湾・輸出入手続等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省		
															5102	5102560	(社)日本経済団体連合会	56	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については甚だ不十分である。シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係省庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。  (以下「具体的事業の実施内容」欄に続く)	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)					(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容
20700100	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限	関税法第67条 関税法施行令第58条 関税法基本通達67-2-7、 同通達67-2-8	本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員(以下、「旅客等」という。)が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限り旅具通関を認めている。(これを超えた場合には一般の輸出手続きが必要)しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。	d	税関における盗難自動車の水際取締策は、平成13年2月、警察との各種情報交換を始めとする協力体制を整備し、平成13年7月から旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、書面により申告させることとした。その後、審査・検査に際しては可能な限り抹消登録証明書原本の提示を求めるなど各種対策を講じており、旅具通関、一般の輸出通関の別を問わず盗難自動車の不正輸出を発見、摘発している。更に、平成14年7月に公布された道路運送車両法の一部改正法により、中古自動車を輸出しようとする者は、輸出申告に際し旅具通関、一般の輸出通関の別を問わず輸出抹消登録証明書原本の提示を義務付けられることとされており、一層の対策強化が図られることとされている。したがって、盗難自動車の不正流出防止において、現行旅具通関基準の廃止ないし台数削減は必要ないものと考えられる。今後とも、これら各種の施策を通じて水際取締策の一層の強化を図っていく。		回答では、旅客等が携帯して輸出する自動車の旅具通関について口頭申告から書面申告に移行し、さらに道路運送車両法の改正により中古自動車の輸出に際して輸出抹消登録証明書原本の提示を義務付けた(未施行)とされているが、要望内容は、盗難自動車の海外への不正流出防止の実効性をもたせるために、旅具通関制度のさらなる見直しを求めているものであり、この観点から、旅具通関制度の廃止、台数制限について改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	関税局・税関においては、盗難自動車の不正輸出を水際で防止する観点から、既述のとおり、一般の輸出通関・旅具通関を問わず種々の施策を講じているところである。しかし、自動車に係る旅具通関の対象台数を制限することについては、旅具通関から一般の輸出通関に手続が変わるだけであり、輸出者の事務手続き上の負担は増えるものの、税関における審査・検査の内容は同じであり、盗難自動車の不正輸出を防止する上での実効性は変わらない。実際、平成14年に税関が発見・摘発した盗難自動車は150台となっているが、その内訳は、商業貨物が101台、旅具貨物が49台となっており、一般の輸出通関・旅具通関を問わず不正輸出等が発見・摘発されている状況にある。また、現行の旅具通関基準は、すべての輸出する貨物に適用されているものであり、自動車のみを特例扱いとする合理的な理由の説明は困難である。	要望者より、以下の意見照会があり、この点についての見解を示された。平成14年7月に公布された道路運送車両法の一部改正により、中古自動車を輸出しようとする者は、輸出申告あたり、輸出抹消登録証明書原本の提示を義務付けられているが、現在未施行である。施行に向けての準備状況について、具体的に示していただきたい。	c	-	道路運送車両法の一部改正法の施行(公布の日から2年6月以内)後は、関税法第70条(証明又は確認)の規定に基づき、中古自動車の輸出者は、輸出申告に際し、輸出抹消登録が行われていることを税関に証明し、その確認を受けなければ輸出できないこととなる。現在、財務省・税関においては、国土交通省との間で当該証明書に係る確認方法等について鋭意検討を進めているところである。なお、現在、税関では輸出申告の際に、可能な限り抹消登録証明書原本の提示を求めているところであるが、同証明書の提示がない場合においても、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報を活用するほか、必要に応じ車台番号の確認を行うなど、厳正な取締りを実施しているところである。	5027	5027210	東京海上火災保険(株)	21	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限		貿易管理令改正基本通達改正(旅具通関制度の廃止ないしは台数削減)	財務省
														5029	5029320	(社)日本損害保険協会	32	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限		貿易管理令改正基本通達改正(旅具通関制度の廃止ないしは台数削減)	財務省	
20700120	通関における臨時開庁申請手続の廃止ならびに費用負担の撤廃	関税法第98条 第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	c.b	1. 臨時開庁の承認申請があった場合には、税関長は、税関の事務の執行上支障があると認めるときを除き、その承認を行っている。また、税関の執務時間外における事務の執行上支障がないよう通関体制の整備に取り組んでいるところである。ただし、臨時開庁が要請された場合に、税関が実務上対応可能か否かを判断するために承認手続は必要である。 2. また、臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。 なお、臨時開庁手数料については、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。 3. 今後とも、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたい。		回答では、臨時開庁が要請された場合に、税関が実務上対応可能か否かを判断するために承認手続は必要であるとされているが、要望は、税関の24時間365日体制の実現であり、この点に対する見解を明確に示されたい。また、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたい。また、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたい。	c.b	1. 税関では、平成15年7月1日より、全国14官署において、執務時間外の通関体制を整備したところであり、今後とも執務時間外の通関需要には、積極的に対応することとしている。 2. 臨時開庁手数料の費用負担のあり方については、構造改革特別区域における効果も見極める必要があるため、現時点では判断を行う段階ではない。	開庁時間外の需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討し、平成15年度中に結論を得ることについて見解をお示しいただきたい。	c.b	平成15年度中に税関開庁時間外の通関需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討する。	5009	5009130	ソニー(株)	13	通関における臨時開庁申請手続の廃止ならびに費用負担の撤廃		港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっており、時間外に輸出入通関を行う場合には「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。そこで通関の原則24時間365日体制を実現する為、申請手続の廃止、費用負担の撤廃をお願いしたい。	財務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

( 回答欄 )							( 再検討要請欄 )	( 再回答欄 )		( 当室記入欄 )	( 最終回答欄 )			( 要望事項欄 )									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0700130	通関情報処理システム審査区分1の貨物の手続き緩和	関税法第67条、第68条第1項、電子情報処理組織による税関手続きの特例に関する法律施行令第4条、航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)	輸出申告又は輸入申告に際しては、輸出申告書、輸入申告書及び仕入書等関係書類を提出しなければならない。	b		海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)で行われた輸出入申告に係る申告控については、平成15年7月下旬からの提出を省略することとしている。また、航空貨物通関情報処理システム(航空NACCS)で行われた輸出入申告に係る申告控についても、平成15年度中に提出を省略することとしている。		回答によれば、航空NACCSについても、平成15年度中に提出を省略することとしていることであるが、できるだけ速やかに実施したいだけでなく、具体的な実施時期についてお示しいただきたい。	b		航空NACCSで行われた輸出入申告に係る申告控の提出省略については、事務処理の詳細やシステム開発内容等の検討をしており、年度末よりできるだけ早期に実施できるように、平成15年度中に実施との目標を設定して取り組んでいるところ。	航空NACCSで行われた輸出入申告に係る申告控の提出省略については、平成15年度中の実施について、見解をお示しいただきたい。	b		平成15年度中に航空貨物通関情報処理システムで行われた輸出入申告に係る申告控の提出を省略する。	5009	5009150	ソニー(株)	15	通関情報処理システム審査区分1の貨物の手続き緩和		通関情報処理システム(NACCS)による輸出入申告等の手続きにおいて、システムによる審査で自動的に許可された申告(輸出入申告の審査区分1)は、その時点で手続きを完了したものと見做し、以後の税関での申請等を不要としていただきたい。	財務省
z0700140	通関業許可を受けた営業所への通関士必置規定の緩和	通関業法第13条第1項、通関業法施行令第4条	通関業者は、専任の通関士を置かないことについて税関長の承認を受けた場合を除き、通関士を置かなければならないとされる営業所ごとに、専任の通関士一人以上を置かなければならないこととなっている。	d		営業所の通関業務の量、兼務しようとする通関士の他の兼務の状況等を勘案し、税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かないことができることとしている。また、通関業務を一切行わない営業所は通関業法上の営業所とする必要はなく、通関士を必置する必要はない。ただし、貨物検査の際の立会いなど現場で行われるものも含めて通関業法によって必要とされる業務を通関業法上の営業所で全て処理する体制の整備が必要となる。		回答によれば、税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かないことができること、通関業務を一切行わない営業所は通関業法上の営業所とする必要はなく、通関士を必置する必要はないことであるが、要望は、本所で集中管理している場合において各営業所への配置要件を緩和してほしいというものであり、この点について、明確に回答を示していただきたい。	d		既に回答したように、通関業務の一切を、通関業法に基づき、通関業法上の営業所(例えば本社)に集中させれば、通関業法上の営業所でないその他の営業所には通関士を設置する必要はない。				5009	5009160	ソニー(株)	16	通関業許可を受けた営業所への通関士必置規定の緩和		通関業務を行う通関士は、通関業務を行う営業所ごとへの設置が必要だが、輸出入者の本所で輸出入情報を集中管理している場合などには専任の通関士をその場所に置く代わりに、各営業所への設置要件を緩和していただきたい。	財務省	
z0700150	免税コンテナの国内運送届出の緩和	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第8条	貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取地から輸出貨物の詰込地まで通常の経路により運送される間においては、届出を行うことにより、1回に限り国際運送以外の運送(国内運送)に供することができる。	d		免税コンテナの国内運送の届出は、本年5月より、インターネット接続されている「税関手続申請システム(CuPES)」を用いて、web上で行うことを可能としていることだが、このシステムのさらなる周知を行っていただくとともに、事前に一定期間分をまとめて行う包括申請(届出)についても、さらに検討いただき、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。		回答によれば、すでに「税関手続申請システム(CuPES)」を用いて、web上で行うことを可能としていることだが、このシステムのさらなる周知を行っていただくとともに、事前に一定期間分をまとめて行う包括申請(届出)についても、さらに検討いただき、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。	d		「税関手続申請システム(CuPES)」の内容・利用方法については、税関ホームページに掲載しているほか、これまでも関係業界等に説明し周知を行っている。今後もCuPESの利用促進が図られるよう、引き続き周知に努めていきたい。			免税コンテナが国内運送に使用される際には、その適正な管理を確保するため届出を求めているが、どの免税コンテナがどこに運送されるかが予め判明している場合には、複数のコンテナをまとめて一回の届出で行うことは可能である。	5009	5009170	ソニー(株)	17	免税コンテナの国内運送届出の緩和		コンテナ貨物を国内納品先まで輸送し、荷降し後の空きコンテナを使用して、国内輸送を行うとする場合の届出手続きについては、その都度の申請(届出)ではなく、事前に一定期間分をまとめて行う包括申請(届出)、または、web上での申請を認めていただきたい。	財務省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

( 回答欄 )							( 再検討要請欄 )	( 再回答欄 )			( 当室記入欄 )	( 最終回答欄 )			( 要望事項欄 )								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0700160	免税品の国際線到着エリアでの販売の容認	関税法第3条、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第6条第1項	免税売店は、国際空港における出発エリアに設置されている。	f	-	<p>関税及び内国消費税は国内で消費される貨物に対して課税するものであり、国際空港の出発エリアにおいては、貨物が出国者によって外国に持ち出されることから、国内で消費されないこととなるので、課税することなく販売を認めているものである。</p> <p>他方、国際空港の到着エリアにおいては、貨物が入国者によって直ちに国内に持ち込まれることとなることから、関税及び内国消費税の課税の制度の趣旨からみて、課税することなく販売を認めることは適当でなく、本件要望は税の軽減そのものであり、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>また、税関手続の国際的な調和等を目的とする国際機関である世界税関機関(WCO)においても、その趣旨を踏まえ、国際空港における免税販売は出国者に限って行うことが勧告されており、このような取扱いが国際標準となっている。</p>		f	-	<p>本件要望は税の軽減に該当するので採り得ないということは、前回の回答のとおりである。</p> <p>なお、「各省市庁回答に対する再検討要請」にある「出国者への免税販売を出发エリアだけでなく到着エリアへ拡大」することについては、本邦から外国に出国する者(出国者)は、そもそも出発エリアしか通らないことから、免税売店を到着エリアに拡大することは意味がない。</p>				5014	5014010	(社)関西経済連合会	1	免税品の国際線到着エリアでの販売		関税法、たばこ税法、酒税法では、免税品を輸出扱いとして免税にしていることから、販売を国際線出発エリアに限定しているが、国際線到着エリアにおいても免税品の販売を可能とする。	財務省		
z0700170	関空の貨物地区内の保税輸送手続の廃止	関税法第6条第3条第1項	外国貨物は、税関長の承認を受けて、外国貨物のまま保税地域等の間を運送することができる。	d	-	<p>保税輸送手続については、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められるときは、最長1年間にわたる保税輸送を一括して承認することが可能であり、この場合には、個々の保税輸送について、その都度承認を受ける必要はない。</p> <p>上記を踏まえ、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され、示されたい。</p>		c	-	<p>保税輸送では、輸入手続前の外国貨物が税関の監督下にある保税地域を離れて運送されることとなるので、保税輸送手続は、国民の安全等を確保するため、社会悪物品等の輸入禁止・輸入規制物品の国内への流入、外国貨物の亡失等がないよう外国貨物の適正な管理を確保するための不可欠な手続であり、保税輸送の手続自体を廃止することは適当でない。</p>				5014	5014030	(社)関西経済連合会	3	関空の貨物地区内の保税輸送手続の廃止		関空島内にある上屋から上屋への貨物を移動させることに必要となる保税輸送の申請手続を廃止する。	財務省		



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20700180	法定耐用年数の短縮承認手続きの簡素化	法人税法施行令第57条 法人税基本通達7-3-22		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		本要望は政策税制に関する要望というより、むしろ税金に関する手続き簡素化に関する要望であり、要望に対して具体的に回答したい。	f	減価償却資産の耐用年数の短縮制度は、その適用を受けようとする法人(適用を受ける減価償却資産を所有している法人)が、その有する減価償却資産について、減価償却資産の種類(構造、用途、細目等を含む。)ごとに一定の事由により使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いことを所轄国税局長に申請し、承認を受けた場合に、その承認を受けた使用可能期間を法定耐用年数として償却限度額の計算を行うことができる制度である。仮に、法定耐用年数を申請手続きなしに納税者の任意で短縮を認めた場合には、利益操作に利用される恐れもあり、適正・公平な課税の観点から問題がある。したがって、本要望は減価償却制度の根幹にかかわるものであり、単に手続きの簡素化といった観点から検討されるべきものではなく、税制改正のプロセスにおいて税制全体の中で検討されるべき事項である。なお、規則第16条2号は、個別の耐用年数が定められていないことを理由として耐用年数の短縮を認めないこととしているもの。一方、個別の耐用年数が定められている減価償却資産については、材質・構造等の特殊性やその使用場所の状況等の個別の事情を考慮する必要がある。		f	減価償却資産の耐用年数の短縮制度は、その適用を受けようとする法人(適用を受ける減価償却資産を所有している法人)が申請する制度であることから、リース資産の場合には、リース資産を所有するそれぞれがリース会社が行い、それぞれにおいて制度の適用を受けることとなる。したがって、最終確認事項に対する回答は、既に再回答で示したとおりである。	5034	5034520	(社)リース事業協会	52	法定耐用年数の短縮承認手続きの簡素化等について		耐用年数短縮申請手続きの簡素化 法人税基本通達7-3-22中の「規則第16条第2号に該当する場合において」の削除		財務省	
20700190	高速自動車国道法に関する新設、改築の管理に民間投資(寄付)の活用			f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		当要望は企業等の寄付を社会資本整備に充当することの是非に関するものであり、要望の趣旨を踏まえて的確にご回答したい。	f	要望の趣旨が、企業等の寄付を社会資本整備に充当することの是非に関するものであれば、税制の観点から回答できかねる。要望が、道路(現物)又は道路建設費用を寄附する場合に、新たな税制上の優遇措置を求めるとすれば、規制緩和の問題ではなく、税制改正のプロセスにおいて税制全体の中で検討されるべき事項である。なお、提案が、国に対し寄附することを念頭に置いたものであれば、国に対する寄附金は税制上の優遇措置の対象とされており、企業が寄附をした場合には、その全額が損金算入される。				5037	5037020	個人	2	高速自動車国道法に関する新設、改築の管理に民間投資(寄付)の活用		高速自動車国道法に関する新設、改築の管理は、国土交通大臣が行うとなっているが、新設及び改築の工事に要する費用を企業の寄付を活用する。		財務省 国土交通省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(入室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市町村に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20700210	包括事前審査制度の手続きの簡素化	包括事前審査制度について(通達)、航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱について(通達)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱について(通達)	包括事前審査制度は、輸出者が、同一種類の貨物を継続して輸出する場合において、あらかじめ包括的に審査することにより迅速な通関を図るものである。	c		包括事前審査制度の適用を受けた貨物については、あらかじめ審査を行うことにより、通関時の審査を簡略化し迅速な通関を図っているところである。なお、包括事前審査制度を利用した者の輸出申告であっても非違が発見されることから、必要に応じて審査・検査を行う必要があること、通関時の審査・検査権限を完全に放棄し、包括事前審査制度を利用した輸出申告のすべてに対し即時許可(区分1)を認めることは適切ではない。		回答は、包括事前審査制度を利用した者の輸出申告であっても非違が発見されることがあり、必要に応じて審査・検査を行う必要があることとされているが、要望内容は、非違が発見された場合の再審査・再検査手続きを定めるなどの代替措置を創設することにより、対応可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた検討をされ、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		1. 税関の審査・検査は、不正な輸出を未然に防止するため、その過程において非違を発見し適正な通関を確保するものであり、包括事前審査制度を利用した者の輸出申告であっても非違が発見されることがあることから、必要に応じて審査・検査を行う必要があるものであり、通関時の審査・検査権限を完全に放棄し、包括事前審査制度を利用した輸出申告のすべてに対し即時許可(区分1)を認めることは適切ではない。 2. 包括事前審査制度の適用を受けた者の輸出申告から非違が発見された場合には、それ以降、包括事前審査制度の適用を停止することができることとなっているが、仮に包括事前審査制度を利用した申告について、全て区分1とし通関時の審査・検査をなくした場合、事後的に非違が発見されても、既に貨物は外国に向けて送り出されており、不正な輸出を未然に防止するための代替措置にはならない。					5073	5073100	(社)日本自動車工業会	10	包括事前審査制度の手続きの簡素化		包括事前審査制度は、通関の改正により利用しやすい制度にはなってきましたが、その維持・管理につきましては、荷主は費用・労力をついやしてあります。これら事情を考慮していただき包括事前制度を利用して申告につきましては、すべて区分1で許可をいただきたい。	財務省
20700220	簡易申告制度の拡大	関税法第7条の2、関税法施行令第4条の6、第4条の8	簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前にこれを引き取ることが可能とする制度である。当該貨物の指定を受けるためには、当該貨物の所属区分ごとの継続的輸入申告が要件となっている。	b		(1)簡易申告制度の継続的な輸入実績の基準については、制度の利便性を考慮して、平成15年4月以降年24回から年6回以上へと緩和を行ったところである。 (2)指定貨物の所属区分については、上記緩和の利用拡大状況を踏まえた上で今後検討を行うこととした。		回答によれば、簡易申告制度の継続的な輸入実績の基準について年6回以上へと緩和を行ったところであり、指定貨物の所属区分については、今後検討を行うこととしたいとされているが、要望は、指定外貨物が混在したものについても上記6回以上の対象とされたいとしているものであり、この点を踏まえ、指定貨物の所属区分等について具体的な対応策を検討され示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	b		要望者からの、下記の意見照会に対する見解を示されたい。 簡易申告制度の利便性をさらに高めるため、回数要件の緩和、指定貨物の所属区分の簡素化について、具体的な検討の可否を示されたい。	b		簡易申告制度は、輸入者が継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告前に貨物を引き取ることができる特例的な制度である。 よって、無制限に要件等を緩和することは、制度の趣旨からも行うべきものではないが、本制度の利便性を考慮して、回数要件について、本年4月以降年24回以上から年6回以上へと緩和を行ったところである。 指定貨物の所属区分については、上記緩和による利用拡大状況等を踏まえた上で、法令遵守体制の確保に留意しつつ、その緩和の可否も含め検討を行い、必要な措置を講ずる。	5073	5073190	(社)日本自動車工業会	19	簡易申告制度の拡大		他法令などにより規制されない、一般貨物は、年間輸入申告件数の規制を「撤廃」して頂きたい。また、指定貨物に係る関税率表上の分類9桁の規制を4桁に緩和して頂きたい。	財務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)			(最終回答欄)			(要望事項欄)						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z0700230	産業活性化のための新たな減価償却制度の導入	法人税法		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない										5079	5079020	茨城県	2	産業活性化のための新たな減価償却制度の導入		我が国における産業の国際競争力強化や高付加価値化に向けたプラント等の構造転換を推進するため、今後、建設・設置されるすべての機器設備(プラント等)を対象として、加速度償却制度の導入(事業環境に応じたフレキシブルな償却期間の設定)、残存価額制度の廃止、を内容とする減価償却制度、法人税の欠損金における前期繰戻金(3年)及び翌期以降(20年)の繰越控除制度の導入を要望するものである。	財務省
z0700240	コンビナート内における副産物の非課税化	石油税法第3条、揮発油税法第1条		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない										5079	5079030	茨城県	3	コンビナート内における副産物の非課税化		コンビナート内における留分の有効活用を促進するため、コンビナート内の製造過程で副産する副産物について、コンビナート内で消費される場合に限り、利用目的の如何にかかわらず、石油税及び揮発油税を非課税(還付制度創設を含む)とする。	財務省
z0700250	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善	なし	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の3、(3)、において、「・・・コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を契約の相手方に還元するといったインセンティブ付契約の導入について、引き続き検討する。」とされている。	b		インセンティブ付契約の導入については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中である。			b	インセンティブ契約の導入等については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中である。実施時期については、同会議の検討結果如何によるため、現時点では明示できない。		「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」の検討状況及びそれを踏まえての実施時期を明確に示されたい。				5102	5102390	(社)日本経済団体連合会	39	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		インセンティブ付契約(コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を落札事業者に還元する契約等)や、成功報酬型契約(例えば、IT化を含め行政の事業の一部をアウトソーシングし、その収入を分配する契約や、落札事業者が提供したサービスがサービスレベル契約を上回る優良なものであった場合に追加発注等のインセンティブを与える契約等)を導入すべきである。 なお、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等については、「平成15年度中に結論を得るべく現在検討中(「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)」[平成15年5月]とされているが、早期に結論を得て実施すべきである。	総務省 経済産業省 財務省



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0700280	国の機関向け等のリース契約の長期継続契約	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。	d		ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能である。		国庫債務負担行為の手続きの簡素化、及びその他複数年契約が可能となる方策等について、具体的に検討されたい。	d	リース契約についても、各省市から予算要求が行われ、複数年度にわたる契約を結ぶことに合理性があると認められる場合には、国会の議決を経て、国庫債務負担行為を設定し、複数年度にわたる契約を締結することが可能である。		各省市において、国庫債務負担行為の要求を促進すべく、具体的に検討し、結論を得て、平成15年度中に実施されることについて見解を示されたい。	d	本件については、「平成16年度の概算要求について(平成15年8月1日)別紙20の留意事項として、「平成16年度以降、複数年度にわたって継続して必要とする物品については、当該物品を国が購入する場合や、単年度賃貸借契約(レンタル契約)を締結する場合と比較した上で、複数年度にわたる賃貸借契約を締結することに合理性が認められる場合には、必要な年限の国庫債務負担行為の要求を行うものとする。」旨示したところである。	5008	5008110	オリックス(株)	11	公的機関向け等のリース契約の長期継続契約		OA機器等の物品、自動車の賃貸借においても、中央省庁・地方公共団体の双方において、現行の地方自治法の不動産の賃貸借契約同様の措置を講ずるべきである。本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。【平成15年度に調査結果を踏まえ検討】」とされた。実態調査の結果についての情報開示を要望するとともに、調査を踏まえて早急に改善策の検討を開始し、結論を得、措置を講ずることを強く要望する。	財務省	
															5034	5034010	(社)リース事業協会	1	国・地方自治体等のリース契約の取扱い等(検討の早期開始等)		・OA機器等の物品、自動車の賃貸借においても、中央省庁・地方公共団体の双方において、現行の地方自治法の不動産の賃貸借契約同様の措置を講ずるべきである。・本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等の在り方を改善する観点から、これら契約等の実態について調査を行う。【平成15年度に調査結果を踏まえ検討】」とされた。実態調査の結果についての情報開示を要望するとともに、調査を踏まえて早急に改善策の検討を開始し、結論を得、措置を講ずることを強く要望する。	財務省	